

第 8 回岩手県分権推進会議

日 時 平成 2 1 年 1 1 月 5 日 (木) 14 : 30 ~

会 場 エスポワールいわて 2 F 大会議室

1 開 会

○和山主幹 それでは、予定の方は御揃いになっておりますので、ただいまから第8回岩手県分権推進会議を開会いたします。

本日の会議は、都合により、相原委員、甘竹委員、伊藤委員、北村委員、鈴木重男委員、中村委員、高前田委員、菅野委員、役重委員が欠席となっております。なお、山本委員と小野委員は、途中からの出席となります。

なお、本日は甘竹委員、北村委員からの資料の提出がございましたので、前回の会議の補足資料とあわせて御手元に配付しております。

それでは、ここからの進行は、会議の設置要綱により副座長の加藤委員にお願いいたします。

2 議 事

(1) 協議

市町村の水平補完について

(2) 報告

政策調整会議の検討状況について

地方分権改革推進委員会第3次勧告の概要について

(3) その他

○加藤副座長 皆さん、こんにちは。本日もよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

最初に、本日の議事の流れについてですが、まず協議事項としまして、市町村の水平補完について議論をお願いしたいと思います。前回第7回の会議、必ずしも時間が十分にとれなかったのですが御意見いただきました。それを踏まえ今回2度目ということで、さらに突っ込んで市町村水平補完の方向性などについて御意見を伺えればと存じます。

次に、報告事項が2点ございます。1点目は、政策調整会議の検討状況についてです。昨年度、本会議で御協議いただいて打ち出した政策調整会議。二重行政の解消などを目的としてうたっておりますが、本年度県南広域振興局、奥州市、金ケ崎町との間でモデル的に設置しております。その取組み状況について報告をさせていただきます。

2点目ですが、地方分権改革推進委員会第3次勧告の概要についてです。去る10月8日に提出されました地方分権改革推進委員会の第3次勧告につきまして、その概要を報告するというものです。

これから2時間、進行にご協力いただければと存じます。

それでは、協議事項の市町村の水平補完につきまして事務局から説明をお願いします。

○工藤副部長 それでは、資料の1に基づきまして、市町村の水平補完について御説明させていただきます。

水平補完というのは、改めて御説明するまでもございませんが、複数の市町村が連携、共同いたしまして、同一の市町村の事務について共同処理をするという方式で、現在でも一部事務組合、あるいは広域連合、協議会等といった形で様々な連携により共同処理が行われているところでございます。

それでは、まず水平補完の全体像について御説明させていただきます。前回第7回の会議における意見ということで、資料左上に4つほど掲げてございます。1点目として1市町村の主体性の観点から、近隣あるいは離れた場所とのネットワークなど、多様な形で水平補完に取り組むべきではないかと。

2点目としまして、市町村の状況に応じた取り組みという観点から、強み、弱みを踏まえ、これらを補い合うような形で取り組むべきではないかと。

3点目といたしまして、必要な行政サービスの提供という観点から、住んでいる地域によって受けられるサービスに差が生じないように取り組んではどうかと。

4点目といたしまして、事務の効率化という観点から、共通する事務を対象とし、経費の節減あるいは新たな行政ニーズに対応していくべきではないかというふうな意見がなされているところでございます。

資料右側に移り、メリット、デメリットでございます。メリットといたしましては、職員や、あるいは業務、サービスの内容について専門性が高まるということで、よりよい行政サービスの向上が期待できること。2点目に、人的資源の有効活用や職員自体の資質の向上も図られること。3番目として、スケールメリット。これらを総体すれば行政コストも節減できるのではないかと。

一方のデメリットですが、複数の市町村が共同処理をすることになるので、事務的な調整などが必要になって、機動的な意思決定が難しくなるのではないかと。あるいは構成団体からの意見調整などが難しい場面が出てくるのではないかと。3点目として、責任の所在がどうしても不明確になりがちではないかと。4点目として、住民からの民主統制が間接的になり、統制が及びにくいおそれがあるのではないかとという懸念が指摘されているところでございます。

水平補完を進めるための取り組みということで、資料真ん中のところですが、まず市町村の取り組みとして、現下の厳しい行財政状況を踏まえながら、住民サービスの維持あるいは効率性の向上の観点から、積極的に取り組む必要があるのではないかと考えております。

2点目として、それぞれの地域の実情に応じた水平補完の導入に向けた協議あるいは調整する場の設置が必要ではないかと考えております。

それを支援する県の取り組みですが、水平補完に関する取り組みについて、調整、助言などの機能をまず発揮すべきではないかと、2点目に、協議・調整の場というものの設置に向けた支援を行う必要があるのではないかと考えられるところでございます。

水平補完が求められる背景ですが、まず市町村の役割ということから見ると、市町村優先の原則、あるいは近接性、補完性の原理ということで、住民に身近な事務については市

町村が総合的に担うということで、市町村の役割が高まってきております。一方では市町村を取り巻く近年の状況というものは少子高齢化などに代表される社会構造の変化への対応が求められている。そして、分権の進展に伴う役割の増大、そういった中での厳しい財政運営あるいは全体的な人口減少に伴う職員の減少。加えて国の市町村合併に対する姿勢の変化、これは2度にわたりまして合併特例法を作って市町村合併進めてきましたが、この辺で一服感が出てきているというふうな感じもあります。

一方、県の役割といたしましては、広域事務等3つほど資料に掲げておりますが、県といたしましては連絡調整事務として市町村の水平補完の取り組みを支援、促進するという位置づけで共同して進めるということで、そういった中で一つの方策として将来にわたって住民サービスを維持していくための方途としまして、水平補完、共同処理の活用というものをこれから進めていく必要があるのではないかと考えております。

次ページについては、厳しい行財政環境ということで、一つのデータをご提示しております。まず、人口の推移、図の でございますが、将来人口の見通しです。本県人口は平成元年に141万5,000人でしたが、昨年時点では135万2,000人ということで、6万3,000人ほど、4.5%の減少となっております。将来人口の見通しについても、図の真ん中の三角の老年人口については、今後とも高齢化の進展に伴い、人口減少の中でも増えていくと推計されるものですが、それ以外の生産年齢人口と年少人口については、今後とも減少傾向が続いていくと推計されております。

資料下の市町村職員の推移ですが、全体が一番上の右肩下がりのひし形の棒グラフですが、平成10年に1万8,000人、約1万9,000人くらい職員がいたわけですが、今年度現在では1万5,000人余ということで、20%近く職員の数が減っております。それを内訳別に見ますと、市につきましては合併が進んだということもあり、平成18年あたりから少し増えまして今現在で1万人余。一方、町村部については、合併により町村数が減ったということもあり、現在では3,500人余となっております。全体といたしますと、行財政改革の進展に伴い職員の数は減少している状況でございます。

資料右のほうにまいりまして、県職員についても平成10年には5,000人余おりましたが、21年度現在では約1,000名の減となっております。

次のページは、財政状況について御説明した資料になっております。上のほうが市町村の状況、下のほうが県の状況となっておりますが、図の 、左上の市町村の歳入については年々減少しており、平成12年と平成20年を比較しますと860億円ほど収入が減少しております。その中でも一番下が地方交付税ですが、三位一体改革等もあり、交付税の総額が減少しております。

資料右側が市町村の性質別の歳出の推移を見た表ですが、一番下の義務的経費については、高齢化に伴う扶助費の増加等に伴い増加傾向にあります。一方で、真ん中の投資的経費、道路をつくったり、学校をつくったりとかというものですが、これについては平成12年と平成20年を比べてもおわかりのとおり、半分ぐらいに減っており、こういった部分に財政的なしわ寄せが来ていると言えるかと思えます。

同じく県のほうも同様な状況になってございまして、平成12年と昨年度を比較いたしますと、歳入ベースで見ますと3,000億円ぐらい減少しております。歳出のほうにつきましては、参考の3ということで右下のほうに載せておりますが、真ん中の投資的経費が減少しており、義務的経費あるいはその他の経費というものの削減がなかなか進まないという状況になっております。

こういった中で、市町村においても水平補完ということで、様々な業務を共同で処理しております。資料4ページ目の、県内市町村で共同処理している事例ということで、(1)に県内関係市町村がすべて参加して共同処理している事例ということで6点ほど掲げております。児童福祉の分野では、知的障害児施設であるはまゆり学園というものがあり、これについては沿岸の地区の市町村が共同で設置しているものです。あと後期高齢者医療、あとは消防災害補償、こういった事務については関係市町村がすべて参加して事務処理を共同で行っております。

2番目に、一部の市町村が共同で処理している事例です。逆に言えば、まだ拡大の余地があるというのですが、ここはいろんな分野にわたっております。林道とか林野事業の実施あるいは診療所の設置運営、これは奥州市に休日の診療所がありまして、これは奥州市と金ケ崎町が共同で実施しているものです。あと老人ホームへの入所判定、介護保険の認定審査会の共同設置あるいはごみ処理、し尿、火葬場の設置運営などが広域処理されているところです。構成団体については表真ん中、まだ共同処理に参画していない市町村については右側に参考までに記しております。

次の5ページですが、他県で共同処理の実績がある主な事例ということで、本県ではないのですが、他県では先んじてやっているものです。協議会方式でやっているものに道路、自動車運送に関する事務とか公園管理。あとは機関等の共同設置ということで教育に関する事務、これは後で具体的な内容をお示しいたします。事務委託という関係では、児童の自立支援あるいは介護認定審査会に関する事務等々があります。県から市町村へ委託している業務ということも工業用水、上下水道、空港、港湾施設の管理等ということで幾つかあります。市町村間の委託については、ごみ、し尿、教育など多岐にわたっております。一部事務組合形式のもの、これは複数の県にわたるものということで、水防に関する事務、ごみ処理等々というふうなものがございまして、以下いろいろ掲げておりますが、まだまだ探せば余地があるというものです。

ページ右側のほうに新たな共同処理の検討例として、今現在想定される、あるいは国の地方制度調査会などの提言等にも掲げられているものを幾つか例示しています。道路等のパトロール、あるいは市町村の監査ですね、監査業務、あるいは情報公開などの審査会、消費生活相談、観光振興、産業振興、あるいは国民健康保険、こういったものもこれからは対象になり得るだろうと考えられる事務です。

6ページ目のほうに移りまして、機関等の共同設置の可否についてです。機関というのは、要するに教育委員会だとか、監査委員とか、農業委員会とか、市町村を構成する執行機関です。こういったものについて、共同設置できるのではないかと、あるいはやっ

かなければいけないのではないかとということで、国の地方制度調査会においてこれらの共同設置について検討が必要だという提言もあり、ここに資料という形で示させていただきました。この凡例ということで、がついているものは現行の制度でもやろうと思えば共同設置できるものがございます。については、現行の制度では若干問題があるということで、明確化する必要があるというもの、については、例えば市町村長を共同で設置という、こういうのはできないというもので、可能性についてお示ししているものです。

教育委員会等については、実際に共同設置しているところがございます。それについては、後でまた御説明させていただきたいと思えます。そのほか附属機関ということで、審査会とか審議会、調査会、いろんな附属機関がございますが、これについても共同で設置できる、あるいは団体の長の、市町村長の委託により調査研究を行うために置かれております専門員ですね、非常勤の職員ですが、こういったものについての共同設置ができることになっておりまして、今後これまで以上の共同処理、踏み込んだ対応というものを検討する必要があるのではないかとされているところです。

ページ右下のほうに、地方制度調査会における制度改正の答申の概要について参考ということで記しております。行政組織、行政機関との共同設置ということで、例えばA市とB町で内部組織を共同設置するというのも考えられるのではないかと。また、右側のほうに示しておりますが、県の保健所の管轄区域が飛び地となっている場合に、県の保健所と市の保健所が、共同設置という形で効率化できるのではないかと。例えば盛岡の保健医療圏については、現在盛岡市の保健所と県の県央保健所と2つあるわけですが、そういった保健所についても可能性という観点からいけば、共同設置ということが考えられるというものです。また、下のほうに監査委員事務局の共同設置ということで、それぞれの事務局を共同で設置することによりまして、より高度あるいはより効率的な運営ができるのではないかとという提案がなされております。

次ページは、附属機関ということで、盛岡市が設置しておりますさまざまな附属機関について参考として列記しております。説明については割愛をさせていただきます。

8ページですが、事例1ということで、執行機関の共同設置の事例、教育委員会を共同設置している岐阜県の例でございます。岐阜県の南部に羽島郡という郡がありますが、ここでは4つの町が昭和44年に羽島郡教育委員会というものを発足させまして、その後51年には4町教育委員会を発足、教育委員会を共同で設置・運営しております。その後市町村合併等によりまして、現在は岐南町と笠松町が共同で設置、運営をしているものです。

3番目に事務局の組織体制について簡単に書いていますが、運営協議会というものを一番上に設けまして、これは町長と議長、その下に教育委員が各町2名、教育長が1名、その下に事務局がぶら下がっているという共同設置の教育委員会という事例でございます。

委員の選任等につきましては、4番に書いてございまして、各町の長が協議により定めた共通の候補者について、各町の議会の同意を得た上で選任するという形をとってございます。

右側にまいりまして、6番目、共同設置のメリット、デメリットですが、総務関係のメ

リットといたしますと、教育長報酬等の節減ができると、広域的な団体の育成に対応できる、補助金の一元化、あるいは単独では難しい備品等購入、配置ができる。ただ、デメリットとして、調整が必要である、あるいは住民から遠い存在となる可能性がある。学校教育関係では、メリットといたしまして、人事管理の共同化等が挙げられております。社会教育関係では、多くの職員を配置することにより、社教主事を各町に派遣できることが可能になると。あるいはPTAでありますとか、各種団体の連合体を組織することにより効果的な研修等ができる。デメリットといたしまして、住民意識がなかなか町の域を超えていないとか、各町ごとに同じような事務、行事等の対応が必要になるというふうなことも一方では挙げられてございます。

9ページをお開きください。地方税の共同処理についてです。ここには三重県、徳島県、静岡県のお3つの例を掲げております。これをそれぞれ一部事務組合あるいは広域連合ということで、法律に基づく団体をつくって、その中で共同処理している事例でございます。岩手県も実は任意組織という形で取り組んではおりますが、さらに一歩進めた形での処理ということなんです。

10ページをお開きください。保健福祉事務の共同処理の事例でございます。高知県の中芸広域連合というところですが、これは高知県の東に位置している室戸市と、安芸市とあるのですが、安芸市というのは三菱の岩崎弥太郎が出たところなのですが、そこに挟まれた過疎化が著しい市町村が広域連合をつくって、特に保険業務について共同処理しているという事例です。市町村においては、特定健診や障害者の自立支援等々ということで、保健福祉業務の業務量というものが非常に増大してきている状況ですが、そういった中であって、この中芸広域連合にあっては5町村の保健師が10人という中で、効率的な体制を構築する必要があるということで、広域連合の中で介護保険、地域包括支援センターの設置のみならず、保健業務についても共同処理するというに至ったということなんです。

2番目の課題のところですが、現在の体制では単独の町村では健康課題に対応した取り組みが困難であると、保健師の数も5町村合わせてたった10名というふうな中での対応がなかなか難しい、あるいは専門的ニーズや新たなニーズへの対応も難しいということで、保健師等の専門職を広域で活用する仕組みをつくったというものです。

構成団体の中にはユズの加工品で有名な馬路村ですとか、そういったものも入っております。5町村合わせての人口が1万2,900というふうな非常に過疎化が進んでいる地域です。

3番目がページ右側のほうの組織体制でございますが、連合長、事務局長、その下にいろんな広域連合が業務をやっているわけですが、保健福祉課長を置きまして、その下にそれぞれ共同処理するための組織をぶら下げているというふうなものでございます。

4番目ですが、広域連合で共同処理する事務といたしましては、66の事務がありまして、母子保健、健康増進、障害者福祉、高齢者福祉というふうになってございます。

最後、参考ということで、県との協議会の設置ということで、この広域連合につきましては、県との間で自治法に規定する協議会を設置いたしまして、県職員1名が派遣されて、その中で母子保健等に関する知識の普及ですとか、要保護児童発見者からの通告受理

等の業務も併せて行っているということです。

長くなりましたが、以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○加藤副座長 それでは、これからただいまの説明を踏まえて議論していきたいと存じます。

1ページ目が基本の資料となり、あとそれ以降は資料ということでございます。特に4ページ以降は今の現状とか、派遣の例、こういうやり方が他ではあるとかそういったことで、この辺をうまく使うともっと水平補完のウイングを広げられるというか、もっと広範に展開できるのではないかと、そういう趣旨でついているのだと思いますが、まずはこの資料等につきまして御質問なり、御見解などありましたら承りたいと存じますが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。それでは、まとめというか、戻りまして資料の1ページ、これまでの意見と、メリットデメリットがあり、3番目に水平補完を進めるための取組みということで方向性を書いております。市町村の取組みと県の取組みについて、県は支援というふうなことで対比させておりますが、この水平補完を進めていくため、基本的には市町村の事務なり、市町村が付与された役割なり権限をどう行使していくかということですので、市町村の積極的な対応が前提となると思いますし、県のスタンスとしてはこういうことなのかなということでもまとめたのだと思いますが、この辺の大きな方向性というか、考え方につきまして御意見等いかがでしょうか。

中屋敷委員。

○中屋敷委員 直接市町村行政に携わる場面で、大変いい御意見だと思いますし、私は雫石町なのですけれども、具体的に行政サービスのレベルの向上のために、例えばごみ処理、この資料4ページでは雫石町単独という形になっているのですけれども、実は滝沢村さんと一部事務組合の設置に向けて内々協議に入っております。これは、一切県の手をかりずにですね。

実は、県のほうでは広域処理という国の方針を受けて、これとはまた別個にこれからのごみ処理のあり方というのを検討中ですけれども、今々の問題として実はこういう経緯がございます。我が町と滝沢村の場合は、お互いに清掃センター持っていました。ただそういう時代ではないだろうということで、更新時期に来て滝沢村さんが独自に熔融炉をつくったと。それで、共同処理しましょうということで進めて、今委託でやっているのですけれども、やはり委託方式であれば住民サービスのために安定的な処理が保証できないということで、これから熔融炉の維持管理がかかるためにやっぱり一部事務組合でやるべきではないかと、まさにこういう考えで今考えを進めているということでもあります。

そういった面では、市町村の立場からすれば、住民サービスの安定サービスの提供といった意味では、当然進めていかなければならない事項と、こういう形でとられるのだと思います。その分については、今自治体の立場、基礎的自治体の立場であればそういう取り組みというのは既に行われ、また検討していかなければならない事項だと思っております。

加えて、またちょっと話が飛ぶかもしれませんが、教育委員会のいろんな話が出ておりましたけれども、地方制度調査会等の話では、一緒になるというよりも逆に行政委員会のみならず農業委員会なんかもそうなのですけれども、必置にするべきなのかどうかと、また

むしろ首長部局に置いたほうがいいのかという、また別な面の教育委員会とか行政委員会のあり方、農業委員会とか、そういうあり方もあるということも実態であり、その辺がまた煩わしいところだなと。どう流れるかわかりませんが、そういう中であるのだと思っています。

いずれ水平補完、市町村の取り組みといった面では、御提案のとおりのパーパー、大変すばらしくできていると。ただ、県が絡む事務であれば御相談申し上げるのですけれども、まさにごみ処理の部分については市町村の責務で一般廃棄物に対応しなければだめだということで進めさせていただいております。そういう流れが必ず出てくるのではないのかなと、こう思います。

○加藤副座長 ほかの皆さんいかがでございますでしょうか。

○藤尾委員 水平補完についてちょっと申し述べさせていただきたいと思いますが、このパーパーを読んで非常にわくわくしております、今日は町長さん方いらっしゃっている前で申し上げることも僭越ではございますが、少しわかりやすく今回の水平補完の背景などについてちょっと申し上げてみたいと思います。

市町村というのは、さっきのパーパーで示されたように、財政状況というのはいいところもありますけれども、大概非常に厳しいということなのです。厳しいということの中身というのは、どこがどういうふうな厳しいかということなのですけれども、さっき工藤副部長から話ありましたけれども、3ページの中に歳入が減っているとかそういうのがありますけれども、要は性質別の歳出の推移のところごらんいただきたいのですけれども、この義務的経費の割合が年々高まっています。この義務的経費というのは、さっき扶助費と言いましたけれども、言うなれば社会保障関係ですね、高齢化に伴ってこれはどんどん増えてきます。それから、もう一つは、人件費、市町村もかなり集中改革プランつくって人減らしに励んでいます。それから、もう一つは、過去発行した起債の借金返しということですね。義務的経費の割合が高まっているということはどういうことかということ、本来やらなければならないところをかなり切り詰めているということです。切り詰めているということは、確かに財政健全化法というのができまして、県内市町村、ちょっと成績厳しいところもありますけれども、ほとんどは赤字を出さないで頑張っています。しかし、縮小均衡に陥っているために、市町村ごとに差が出ているのです。

この差というものは、これは実は住民の方々にとってはわからないのです。どういう差があるかということ、サービスも、これは3つに分かれますけれども、サービスの内容と、それから水準と、それからコストパフォーマンスですね、それが住民の方々には非常にわかりにくい状況になっているのです。ですから、一概に市町村といっても、縮小均衡の中で物すごくサービスを切り詰めているところとそうでないところがあると。基礎自治体として、そういう中であって行財政基盤を強化しなければならないということで、合併なんかも熱心に取り組んでこられたわけですが、ただ、今それはいろいろ考え方もありますけれども、そういう中で、そういったほかと比較してサービスがどうなののだといったときに、交付税をふやせば、これはリカバリーできる余地はありますけれども、実はこの

水平補完によって似たような事業を共同でやればお金が生まれるということですよ。お金が生まれるということですので、ですからわくわくするということです。

この中で、やっぱりもっと具体的でなければならないと思うのですけれども、そこは県が連絡調整事務というさっき説明がありましたので、地域振興部が中心になってやっていくと思いますけれども、そのときの課題というのは余り話ししてしまえばあれですけれども、1つは市町村さんの動機づけと、それからプログラム、どういったことをやればどれだけの金が生み出されるのかとか、そういったところ。それから、やっぱりこれは実際他県でも実践例あるわけですから、そういうモデルケースをきっちり把握して、県内の市町村にお示しをすると、住民に説明をする、といったようなことが県の連絡調整事務の中でやるべきことだと思います。

ちょっと余り話し過ぎるとあれですけれども、繰り返しになりますけれども、お金がざっくざっくと出てくるという意味で非常にわくわくする取り組みだと思いますので、ひとつそのところよろしくお願いします。

あと民間の方々にはちょっとわかりにくいのは、一部事務組合と広域のどっちがどっちで、どういう違いがあるのかちょっと説明したほうが良いと思います。

○加藤副座長 事務局から一部事務組合と広域連合の説明なされますか。

平たく言うと、余り違いがないのですよね。広域連合というのは、一部事務組合でできないものをもっと機動的にやりやすくするために、あるいは構成団体の意思とはまた別に広域として計画をつくってやっていこうという話だったのですが、制度立案の過程でなかなかそうもいかなかったりして、実際の運用も一部事務組合と余り変わらないような形になっていると。よく世間なりからはどこがどう違うのだという指摘を受けることが多いのです。私も3月まで制度を直接担当していたのですけれども、どこがどう違うのだと聞かれると難渋したところがあります。いろいろ制度的には違うところは用意してあるのですが、必ずしもそれを使っていないとか、例えば市町村同士の広域連合であれば、県から権限移譲を受けられるとか、その受け皿になるとか、あとは直接請求ができるとか、これはちょっと違うものだと思いますけれども、あと民間の方も入れた協議会を設けるとか、そういうことがあるのですが、必ずしもそれが想定どおり動いていない、ちょっと形骸化しているというところがありまして、実態的には余り大きな差がない。ただ、今ある制度をもうちょっと使う気でやると、違いが出てくるかもしれないというところがあります。

あとは、地方制度調査会とかの議論の中でも、この前の答申にはほとんど書いていないですけれども、広域連携を持ってやりやすくするというような議論もありましたので、広域連合の制度とか一部事務組合を含めて、その仕組みについてもっとやりやすいようにという制度の改正については、総務省のほうで今検討中という状況だと思います。

ということで、大体説明してしまいましたけれども、いいですか。

○工藤副部長 なかなか説明しにくいのですけれども、一部事務組合とは市町村が共通事務を共同処理する際に受け皿となる法人なわけですが、10年ぐらい前、広域連合が新たな仕組み

ということでした。より機動的に運営できるような組織体ということでなされたものですが、なかなか明確な違いというのを今部長が説明した以上のところで説明するのは、一言で説明しにくいところです。ただ、国とかそういった権限に、国あるいは都道府県の権限に属する事務についても、広域連合であれば処理することができるなど、より大きな業務を遂行する上での受け皿になり得るといふふうなことになっています。

○田島委員 その関係の話でいいますと、恐らく参加という、1つ住民から見えないというような指摘があったと思うのですけれども、恐らく広域連合というのは参加という側面も強調していたはずなのですよね。ですから、直接選挙もありですよと、広域連合長とか、広域連合議会の議員の選挙もありですよみたいなこともありました。実際それは不可能だったのですよね。さっき部長からも説明あったように、うまくそのとおり機能しなかったということで問題が起きているのではないかと思うのですけれども、私はそういう観点から見たときに、一部事務組合がたくさんあるのですよね。わからないのは、一部事務組合と広域連合だと、広域連合のほうが少しはいいのではないかなという感じもしないでもない部分もあるのですけれども、先ほど雫石町さんと滝沢村さんがつくるのも一部事務組合でという話がありました。参加という観点からどうしても私の場合見てしまうのですけれども、住民のほうから見えにくい、間接的になってしまうのだという指摘があります。これから広域連携が進むことはある意味で仕方がない、共同処理が進むことはそういう方向に行くのだと思いますけれども、これからは広域連合でも一部事務組合でも住民参加というのを無視して考えられないと思うのですよね、地方分権の時代ですから。

そういう視点から見たとき、これ以外にもいろいろと協議会方式だとか、機関の共同設置とかいろいろあるのですけれども、どういう業務だとどういう方法がよくて、そしてかつ民主主義的というか、住民によく見えるのかなというあたりを説明していただけるともっとわかりやすいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○加藤副座長 どの業務だとどの形態がいいというのはなかなか言いがたいと思います。それぞれの団体、状況にもよりますし、実際にそれぞれのある事務をとっても、その中に委託もあれば共同設置もあるし、組合もあるということです。あるいは構成団体同士の状況というのかなり影響すると思うのです。同じぐらいの団体が一緒になってやるというのか、片や大きな市と周りの町村かということもありますので、そこはなかなか一概には言い切れないと思います。だから、我々の役割としては、こういう事務については例えばこういう例がある。こういう例としては状況がこうなのでこうやっているだとか、その辺のところを出して、またあるいは藤尾委員のほうからお話ありましたけれども、それをもうちょっとわかりやすく、こうやった場合にはどういうメリットがあるなど。多分一律に全部こっちがいいというふうに寄せられないと思いますので、これでやったらこういうメリットがある、ただちょっとこういうデメリットがあるかもしれない、こういうやり方だったら別にこういうメリットが得られるかもしれないというふうな、そういう利害得失というのをもっとわかりやすく示していく。そういうふうな中で、誘導というか、あるいはそういうふうな方向によく考えてもらうという、素材を提供するというようなことだろうと思

ます。

参加の仕組みというのは非常に難しく、ずっと共同処理にかかわるものとしては、非常にこれがネックだと言われています。一応仕組みはあるのですけれども、必ずしもそれが機能していないというか。共同処理に出してしまうと、確かに関心が薄れてしまうのです。その市町村の議会とかでも余り議論されなくなってしまって、負担金出していけばいいとかということになってしまったりとか、それぞれ組合の議会というふうなことになる、だれも関心持っていないくて、いつの間にか1日ぐらい開かれて、予算も条例も通っているみたいな話になってしまいますので、今も情報開示したりとか、議会のやり方を工夫するとか、そういうやり方はあると思うのですけれども、これについて地方制度調査会とかでもかなり問題意識としてはありましたし、総務省も、もっと住民との間でダイレクトに、住民とこういう広域行政の主体とかやりとりができるとか、直接その辺の意見が通るとか、参加できる仕掛けというのが何があるのかなという検討はしています。ただ、なかなか決定打がないところもありまして、ある程度運用というか、実際にどう使うかというふうな運用に待たなくてはいけないところが大きいという気はしています。もともと例えば組合とか特に広域連合であれば、それぞれが法人格を持つ地方公共団体なので、制度的には今の市町村並みに参加なりできるはずなのです。確かに直接選挙はないというふうなところは、実際の運用として直接選挙制をとっていないというところはネックなのですけれども、それ以外はある程度できるはずなのですけれども、なかなかそれが活用されていない。なぜなのかというと、そこまでやらなくてもいいというところで終わってしまっていて、そこをどうするか非常に大きな課題だと思っています。どの形態がいいのかどうかという優劣は一概には言い切れない面があるかと思います。

○田島委員 普通の人が見ると、どれがどうで、どれを選んだらいいのかがなかなかわかりづらいのですね、こういう仕組みというのは。普通の人から見ると、余り縁がない名前ですよ。

○中屋敷委員 議論が違うんだと思います。一部事務組合がいいとか、広域連合がいいという話ではなくて、共同処理、水平補完ですので、多様なものがあっていいのだと思いますよ。ですから、たまたま岩手県はまだ広域連合とか一部事務組合がほとんどということですが、中には教育委員会を合同で設置しているとか、そういうすばらしいのか、苦しいか。ただ、藤尾さんが言うとおり、それだけざくざく生まれるとか、市町村レベルで、そんな夢ではなくて、現実今対応しているのが、盛岡との合併の話がありまして、なかなか実現しなかった。実際は盛岡と玉山村だけということになったのですけれども、ましてや29次の地方制度調査会で方向がごろんと変わった中で、田島先生なんかよく頑張っていたのですけれども、いろいろご意見も聞いて歩いたのですけれども、その中で今盛岡圏域では首長懇談会というのをやりまして、何とか連携できるものはいろんな面で連携しましょうということで動きがあって、例えばごみ処理の問題、具体的な話はまた別なのですけれども、今企業誘致なんかも観光振興、この辺もそうですけれども、例えば今までだったら市町村が我が町に立地して何とか雇用を生み出してというのではもうないでしょうと、い

ろんな面でやっぱりこういうふうな格好であれば、それぞれ連携しながら、通勤圏内の場所ですて立地していただきたいということで。

今月もうすぐですけれども、県の産業県人会みたいな感じで、盛岡バージョンで、盛岡産業県人会というのをつくって、懇談会しながら進めようとか、観光も、これから県が動くのでしょうけれども、観光庁ができて、観光圏をどう設定するかとか、そういうものもいろいろ動き出しておりますので、当然今の時代、やはり自治体の財政的にも厳しいという中では連携しながらどういう、連携して水平補完ができるということは当然動いております。ましてや消防とか、いろんな面で一部事務組合の活動もありますので、なかなかそれが全体からも多様でいいのだと思います。一部事務組合のほうがいいからとか、広域連合がもっといいのだというのではなくて、いろんな場面でそれではどうしようという中で水平補完していくということが一番肝要ではないのかなと。この上で、今実際、私は盛岡広域しかわかりませんけれども、他の広域、それぞれつながりある市町村間でも相当動きが出てきている。そういう意味でこういうまとめ方で。

ただお願いしたいのは、県の関わりかたと市町村が実際行政で動いている部門が、むしろ市町村も相当危機感あるものですから、実際に動いているものがあるということで。あと振興局中心になると思いますけれども、そういう関わりをもっと強めていけばいいのではないのかなと、こんな思いであります。

○山本委員 二戸では、二戸と久慈のごみの一部広域的な事務組合の設立に向けているのですが、広域でどんどんできることはやはりそちらのほうでどんどん取り上げて、また枠を広げられれば広げてやったほうが効率は確かにいいと思います。

そのときにいろんな市町村が参加しますので、意見調整をきちんとやって、よりその方向性をきちっと出せるような形の進め方、今、議会とか管理者とか参与会はあるのですが、そういう中でそういった意思疎通をきちっと持ちながらやっていけば、私は広域的には非常にいいと思います。

それから、今中屋敷委員がおっしゃったように、岩手県何せ非常に広いですし、また地政学的に北上川流域、今どんどん合併進んで10万都市が誕生しましたけれども、国は10万人規模に合わせていろいろ今そういうような行政を推奨しておるのですが、やはり中山間地はそれぞれ地勢的に山を越えて昔からさまざまな歴史的なとか人のつながりとかなかなか困難なものですから、今合併もなかなか進んでおりませんけれども、そういったことも考慮しながら、その地区、地区でその状況に合ったような形の多様性もあっていいのかなというふうに感じます。そこら辺のところは、広域的な活動がこれから主体になればいいのではないかなと思います。

以上です。

○平木委員 市町村が主体的に水平補完にいろいろさまざまな形で取り組んでいくということ、大変いいことだと思っております。

今回の資料で、デメリットとして、間接的になる、住民から間接的になって民主的統制が及びにくいというご指摘がありますけれども、これはまさに各市町村の、今余り期待さ

れていないかもしれないけれども、議会がしっかりすることだな、議員たちの出番だなというふうに思いながら読んでいました。二元代表制の中で、地方の議員さんたちが、確かに水平補完で一部事務組合だとかそういう形でやると住民からはわかりにくいかもしれないけれども、また先ほど議会でもささっと通ってしまうというようなお話がありましたけれども、そこはやっぱり住民にかわって自分たちがきちっとチェック機能を果たしていきますよと、そういうのが市町村の議会の議員であり、議会の役割ではないかなと。住民から間接的にならない、遠くならないようにする役割をしっかり果たせば、水平補完というのはどんどん進められるのではないかと。デメリットの を指摘すると同時に、だからこういうデメリットが出ないようにしていきましょうねという、そこが重要だなと思ってまとめを拝見した次第です。

○加藤副座長 先ほどの山本委員のご意見ですが、多様性というのはそのとおりだと思います。ここもそういう思いで作っていると思いますし、またもともとがある程度一律に合併というふうに言ってきたと、それがあつて現実の中で一区切りというふうな話の中で、今後、どういう形で住民サービス、行政サービスを提供していくのかという話がありますので、それぞれの地域事情があると。そういう中で合併一辺倒ではなくて広域連携、こういう水平補完も考えましょうということですので、そもそも水平補完というふうなことが出てきた背景としても、そういう多様性を生かしていこうということですし、水平補完をどうするかというふうな中でもその多様性というのは十分考慮されるというか、尊重しなくてはいけないのだろうと思いますし、そこはそういうふうなスタンスでいかななくてはいけないのだろうと思っております。

難しいのは、ここにもあるのですが、県がどういうふうな形でどの程度のタイミングとか、あるいは押し出しで関わるかということだと思っております。そこでどこまでぐいぐい出ていくかというか、その辺のところ非常に微妙だなと思つていまして、余りこちらが出過ぎても、当事者同士の機運が盛り上がらないうちにかえつてこんがらがつてしまうということもありますので、我々もどこまでというのは悩むところがあるのですけれども、その辺でどういうふうな関わり方をしたらいいかというところで御意見いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○田島委員 基本的には広域事務ということになるのではないかと思つてはおりますけれども、ただこれは私、先週部長さんにも出ていただいてフォーラムやったときに、たしか同志社の今川先生が、京都府は積極的なことをやっているというイメージのことを言つておりました。少し県の取り組みのことについても何か事例を、県はこういうふうなことをやっているのだという事例を紹介していただくと、わかりやすいのではないかなと、今回は間に合わないですけれども。あるいは対照的に余り県はやらないというスタンスをとっている県もあるかもしれませんが、県の実情というのは事務局、今現在でいいですからどのぐらい把握しているのかなと思つていまして。

○加藤副座長 県のこういうものに対するスタンスというか、あるいは取り組み状況ということですかね。

○田島委員 広域、市町村をまたがっていることをやっていると思うのですよね。

○加藤副座長 それに対する。

○田島委員 はい。積極的な取り組みをやっているところがあると思うのです。そういうのは事務局では把握してないですか。

○工藤副部長 体系的にまとめたものではないのですが、1つは消費者行政の関係がございませう。消費安全法の制定に伴って消費生活相談の窓口等を市町村が新たに実施するというふうなことになっていますが、そういった中で県のほうでは小規模な町村も含めて全てが消費生活相談の窓口を開設して消費者行政をやっていくというのはなかなか厳しいというところがあります。そこで、広域単位で、例えば中核となる市がそういった消費生活相談の窓口を開設して、それ以外の町村が当該の中核市に業務を委託するというような水平補完を提案しております。

また、中屋敷委員からお話もありましたけれども、ごみの広域処理化については、一定の規模を確保しないとダイオキシン対策だとかそういったこともなかなか進まないということで、これについては県で一般廃棄物の広域処理ということで、一つのブロック的なものをお示ししながらそういった広域行政を進めるということで、特定の課題についてはそういった形で進めているのですが、今回の水平補完についてはこれまでの取り組みをさらに新たな段階に引き上げたいというふうな意図も込められているものでございまして、こういった観点からのものについては、資料にありますとおり、県として協議・調整の場といったものをどういった形で、あるいは市町村等の機運づくり、そういったものも図りながら進めていく必要があると考えているものです。

○加藤副座長 補足しますと、恐らく県の取り組み、こういうものに対するスタンスとかというのをまとめたものというのは総務省においてもありませんでしたし、こちらも持ってないです。先ほど工藤副部長からも説明しましたが、個別の分野についてはこういうことをやっているとかそういうところはあるという程度になってしまうのだと思います。

国においては、結局そういうふうなもの、方針も持っていない、あるいはそれは市町村のことだからというふうなことで突き放しているというふうな都道府県がほとんどだと。ほとんどというか、全部だったかもしれないのですが、それでいいのかという問題意識があって、こちらとしてもこういうことを検討していることだと思えます。今までここ10年ぐらいは県も関わる部分は合併をどうするかというふうなことで留まってしまっていて、では広域行政をどうするかとか、それをどう進めるのかという方向性というのは持っていないというのが正直なところだと思いますので、国もそういう問題意識を、私は担当官でしたけれども、持っていましたし、それに合わせてということはある意味これからの的などがあるのだらうと思います。

京都の例を挙げられたのですが、京都はたしか税について広域連合とか作りまして、税の徴収とか、課税資料の収集とかそういうのも一緒にやるというふうな話でしたけれども、やったりとか、あとこれはまだまだ先の話、打ち上げ段階だと思うのですけれども、国保の話について市町村の問題提起を受けとめて府も一緒に入って考えると、そういう仕

組みをやっていきますので、その辺のことなのかなと思います。

あと、個別の話としては、県によっては消防の広域化とかの関係で、どういうふうに出今の消防の組合とかをまとめていくかとか、そういう面である程度のイニシアチブをとってやっている例はあるということをございまして、そういう個別行政分野の課題に応じてやってきているという例はあると思うのですけれども、いろいろ合併したり合併しなかったり、いろんな市町村がある。そういう市町村がある中で、今後の行政サービスを全体としてどう提供していくのか、分権社会において市町村の役割も増えていく中であって、単体の市町村でいいのかどうか、それをどういうふうに出県としてカバーして市町村を支援するという趣旨で、パッケージとしての政策を持っているというふうな段階には至っていないのではないかなと思っていますけれども。

○平木委員 この会議として、あるいは県として、1ページ目の真ん中にあります、協議・調整する場を設ける必要があるとか、市町村間の協議・調整の場の設置に向けた支援を県は行うのだというのは、これを謳うことは私はやめたほうがいいと思います。こういうふうには、県がそう言っているから仕方なく、ではブロックごとにまた会議1つふやすかという、市町村それぞれの主体的な取り組みではなくて形だけつくってまた会議がふえたというのでは私たちがここで議論している趣旨と沿いませんから。この会議の提言や、あるいは県の方針として、協議・調整する場というのを打ち出すのはちょっと控えたほうがいいのではないかなと思っています。

ただ、全体として水平補完を大いに推進していきたい、またそれぞれ市町村が主体的に取り組むと良いというのは共通の認識だろうと思います。それを上手な言葉でまとめてくださって、あとはまさに県庁の地域振興部さんと各個別市町村、地方振興局と市町村の中で、こういう考え方でいろいろ連携を深めていってほしいと思います。

○藤尾委員 今の平木委員のお考えに全く賛成です。ただ、市町村の主体的な取り組みといった場合には、私はやっぱり、今平木委員の文脈の趣旨は、言うなれば住民が主体的にというふうには私は受けとめております。先ほども言いましたように、縮小均衡の中でやれるサービスだけに留まってしまっていて、将来的にそれが持続可能なのかどうかといったようなところまでのデータが示されている例というのではないわけでありまして、そういった意味で住民が主体的に判断できる環境にあるのかないのか、そこが一番問題だと思います。

したがって、先ほどの話の中で、やっぱり主人公である住民が自分たちが受けているサービスというものが、果たして一体全体他の町村と比較してどのレベルにあるのかとか、どういった内容なのか、あるいはコストに比較してどうなのかとか。それから、さっきの10ページの上にあったように、これは例えば保健師が足りなくて将来続けられるのかどうかとか、そういったところもやっぱりデータをある程度把握して、県なりが、おせっかいなのかもしれないけれども、お示しすることができるのであれば、どんどん、どんどんお示しをしまして、そして主体的な住民の判断を仰ぐ、そういうプロセスというのが必要なのではないかなと思います。

それから、もう一つ、ちょっと話はずれますけれども、私は切実な住民にかかわるサー

ビスに関してはそういうふうに進めていっていいと思うのですけれども、広域的に様々なテーマで近隣市町村が連携を深めていくということもそれはいいと思いますけれども、今度は県との関係で、これまで出来なかったことが出来て、県がやるようなことをやるということが果たして住民が望んでいることなのかどうか、その辺のところの調整というのは、当事者の市町村が主体的に考えてやることだからいいのだということにはならないのではないかなと。したがって、県と重複するような、今いろいろやっている二重行政という視点からのチェックなどもやっぱり県の立場として当事者である市町村と十分話し合う必要があるのではないかなと思います。連携を深めることはいいことだけれども、今言ったように二重行政に陥ることだけは非常にリソースそのものを効率よく使わなければならない現状にあっては、やっぱり慎重にそういうところをチェックする、あるいは調整する、そういうことが必要になってくるのではないかなと思います。

○小野委員 ちょっと教えていただきたいと思います。市町村の水平補完ということで、ある程度市町村のレベルが似通っていたり、それぞれ大きさが同じ地域はいいのですけれども、県南地域みたいにある程度合併が進んで、大きいところ、小さいところの差がはっきり出ている地域においては、こういう水平補完というのの部分はどういうふうになるのかなというのが非常に疑問に思いましたので、ちょっと教えていただければと思います。

○工藤副部長 水平補完においては、一般的に市町村の行財政能力をある程度参酌された上で共同して実施したほうがより効率的だという観点で行われるものだと思います。県南については、10万人規模の都市が合併により誕生しておりまして、それぞれの市町村が高い行政遂行能力を既に兼ね備えているわけで、その点に関しては日常的な業務については余り心配する必要がないのだと思いますが、1つは大きな規模の市同士であっても、企業の誘致だとか、あるいは観光だとか、そういった、より広域で取り組んだほうが成果が上がるような業務については連携する余地があると思いますし、また中核市については周辺の町村の支えになるという意味でのリーダーシップも当然考慮されてしかるべきではないかと考えております。

○加藤副座長 よろしいですか。では、鈴木委員。

○鈴木(宏)委員 この会議の最初のころだったと思います、1回目か2回目のときに似たような事業はどんどん共同事業で進めるべきではないかという発言をいたしました。きょうお聞きいたしまして、それがここでどんどん進んでいるのだなということで非常によかったなと思っています。今こうやって一部事務組合とか広域連合とかという形で出てきている中で、民間の活用というのはどういうふうになっているのかなというのがちょっと気になります。一つ一つ項目を見ながら、こういう場合には民間活用はどう進んでいるのか、こういうふうに進んでいるのかなという形で自分なりに見ているわけですが、ひとつお願いなのですが、ぜひ、できるだけ民間活用といたしますか、民間の企業の活用につきまして積極的にやっていただきたい。あるいは場合によりまして民間企業をつくることのお手伝いみたいなことをしていただいでやっていくことが実際の面で事業の中で、もちろん全部できるところも結構あるのではないかなと思っていました。また実際には民間企業を使ってい

るのだと思うのですが、例えば設置とか、設置運営とかあって、ちょっとこれ区別等もよくわからないのですが、私が結論的に申し上げたいのは、ぜひ民間活用のもを何とか入れてやっていただきたいということでございます。お願いいたします。

○加藤副座長 この資料は、県のベースで整理していますので、実際に執行する段階においては、組合とか共同処理、水平補完という形であっても、民間活用もしている部分もあると思います。その整理は民間活用などが見える形にはなっていないのですけれども、そこは行革の推進という観点から市町村でもかなり取り組んでいます。

ほかにいかがでしょうか、小笠原委員。

○小笠原委員 小笠原と申します。この資料にあります県の取り組みのところを読んで感じるのですが、確かに住民サービスの一线に立つのは市町村でありますけれども、住民というのは市町村民であると同時に県民であるわけですね。そういう見地から、必要な行政サービスをひとしく受けられるサービスの実現ということに関しては、県の取り組みにもっと積極性があっていいのではないかというふうな印象を受けます。何となく行司役みたいな、そういう印象をこの文言からは受けるわけなのですが、先ほど藤尾さんがおっしゃいました、例えばサービスはここはこういうふうになっているよ、ここはこういうふうだよというふうなデータを収集したり、あるいはこういう方面については、共同でやったほうが効率的だよというふうなものをいろいろ情報収集して市町村に情報提供してほしい。市町村でいろんな取り組みをする際に問題点があったり、中には制度改正が必要な場合もあるでしょう。そういう声を積極的に吸い上げて国に物申していくというふうな積極的な視点も県の役割の中で必要なのではないのかと、将来的に住民サービスを維持していくために、事務処理の効率化が必要ということがはっきりしているわけですから、県はもっともっと積極的に住民サービス維持に関わっていく姿勢を示してほしいというのが私の意見です。

○中屋敷委員 いいんですね、サービスが違おうし、税の負担も違うような多様な部分があって、まさにそのとおりで、県の立場から見ればあれなのですけれども、例えば先ほど田島委員から出た京都の取り組みの中で、国保、国民健康保険なんていうのは県民はあまねく同じ負担でやらなければだめだと、知事さんが打ち出している部分があって、先進的な取り組みがあるのです。そうすると、やっぱり市町村のサービス、いろいろ多様でしょうけれども、小笠原委員のおっしゃるとおり、やっぱり県民あまねく受けるような何か最低限のサービスは当然あって然るべきで、市町村が基礎的自治体だからではなくて、やっぱり最低限これだけは県があまねくこういうサービスでというようなものもあって然るべきだと私も常に考えておりました。例えば後期高齢者医療、政権交代になってまた云々かんぬんという話もありますけれども、あれだってほとんどが市町村中心になって広域連合でやりました。もっと県の関わりが欲しいものだなとこう思っても、その形がいいかどうかはまた別としても、直接住民参画あるかないかは別にして、議論はあるのですけれども、結果的に市町村中心にしながら、喧々諤々やりながらやったという経緯があるわけですね。

そういうものも含めて、やはり水平補完といった部分で、当然効率化みたいないろんなものを今、このとおりのペーパーでよろしいのだと思いますけれども、県の関わりで指導す

る、調整するといった意味で、これは大変難しい。ただ、県が何も関わらなくていいのかという点もまたおかしいのであって、やっぱりこの辺をあわせて持っているいろいろな連携していくということが一番肝心ではないのかなと、まさにそういった部分で最低限県のサービスというものも、県民あまねくという部分もあるのだと、こう思います。市町村の立場から見てもですね。

○平木委員 ただ、市町村の水平補完のことを今日は議論しているのであって、県と市町村、基礎自治体と広域自治体である県との役割分担をどういうふうにしていくかという、それから二重行政をなくしていこうという、そちらで議論することなのではないのかなと。今日は、水平補完を、市町村が積極的に水平補完できるように県はどういうふうにしたらいいか、あるいはそこで県と市町村と大いに連携してやっていこうではないかという、それはいいのですけれども、県が県民にあまねく提供すべきことならば、それは本来県の役割ということで、県と市町村の役割分担を明確化することのほうが大事なのではないのかなと。そのときに市町村サービスの内容によっては、市町村が基本的に担うのだけれども、市町村が担い切れなくて、担い切れない市町村があって、水平補完もうまくできないとなったら、今度は県と当該市町村との垂直補完を県がどう担うかという議論になってくるのではないのでしょうか。

○佐々木委員 ただいまのご意見とかもお伺いしていて、ちょっと議論を戻すかもしれないのですが、市町村にも温度差があるような気がするのです。先ほど県の方がおっしゃいました、県南地域のほうは行政処理能力が進んでいるというお話があったのですが、ある町村の会議に出たときに地方分権についてちょっとお尋ねしたら、職員の方が県のほうから事務を一方的に押しつけられているというような感覚でしか意見をおっしゃらなかったのです。それで、私もこの会議に出るようになってからいろいろ勉強させていただいているのですが、この水平補完とかそういうことについて、市町村の首長さんたちが、あるいは住民の人たちが果たしてどれだけわかっているのかということと、それと住民が主体的に判断できるような環境にあるのかどうかということもちょっと疑問が残ります。ここでの会議がどれだけ町村の方々に浸透しているのかというふうなところもとても疑問なのです。それで、連絡調整事務として支援、促進というふうなところなのではけれども、ここが具体的にどのようにやるのかというところがちょっと見えないものですから質問させていただきます。

○加藤副座長 これは、大きな方向性というか、今もそれをどういうふうにしてそれを担っていくのかということではいろんな御意見いただいたと思いますので、今日もいろいろ根本的に県の関わり方という面で意見をいただいたと思います。お仕着せがましいというのはやめたほうがいいというふうなことだと思いますし、歓迎されるというか、手と手を携え合っというふうな趣旨だと思いますけれども、ちょっとその辺でここに書いてあることをもうちょっと具体化できないかどうか、そして皆様のご意見も踏まえて、その辺うまく組み合わせた上で、ちょっと県としてのスタンスというか、どういう関わり合いを持つのかというところを整理したいと思います。また、最終的に次回の取りまとめのときに、こんな形

で進めたいということをお出ししたいと思いますので、そのときまでの宿題とさせていただければと思います。

○平木委員 県民みんなのために県が積極的な姿勢で取り組むという、これは私大賛成ですよ。その点を何か否定したような言い方に聞こえたら、それは修正します。

○加藤副座長 すみません、タイムキーピングが余りうまくいなくて、いろいろ活発なご意見をいただいているのですが、他の案件もあり、この件につきましてはこの辺でよろしいでしょうか。先ほど申し上げましたような形で、また機会を設けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次に、報告事項のほうに移りたいと存じます。1点目の政策調整会議の検討状況につきまして事務局から報告をお願いします。

○工藤副部長 それでは、報告1の資料に基づきまして概要を御説明させていただきます。

県南広域振興局・奥州市・金ケ崎町政策調整会議の検討状況についての資料でございます。この政策調整会議については、県の分権推進会議の中でもいろいろ御議論いただきまして、二重行政について、その解消と防止に努めるとともに、市町村あるいは県との連携・協働をさらに進める必要があるだろうということで、今年度県南広域振興局と奥州市及び金ケ崎町との間でモデル的に協議・調整の場を設けて進めているものです。政策調整会議につきましては、所掌事項は資料の枠の中に書いてありますとおり、二重行政の解消、防止、そして連携・協働という内容です。

協議・調整につきましては、委員として県南広域振興局長、そして奥州市、金ケ崎町のそれぞれの首長さんに加えて学識経験者の方々、あとは行政の担当者を加えて組織した中でいろいろ検討させていただいているものでございます。

現在の具体的な進め方ですが、資料真ん中の、業務仕分け（調整案の検討）というふうなところをご覧いただきたいと思うのですが、分野別に7つの部会を設置いたしまして、その中でそれぞれ県、市、町の全部の予算を伴う事務事業をリストアップし、本来の望ましい役割分担について自己点検をした後で、二重行政となっているものはないかどうか、あるいは連携・協働によってさらに相乗的な効果が期待されるものはないかという視点で仕分けをしているものです。

進捗状況については裏面をご覧ください。これまでの検討状況ということで、左側のほうから右のほうにかけてご説明させていただきますが、まず対象事業でございますが、市、町、県の事務事業、延べ3,600事業を棚卸しました。これらについては、まず作業班が一つ一つ突合し、その中で二重行政ではないかと考えられる項目、あるいは事務事業を選定いたしました。それは、資料真ん中の部分でございます。検討の結果、182件、885事業について二重行政の可能性があるのではないかと選定され、その中から実務的に非効率等が発生しているのではないかとという項目を36件、402事業ということで絞り込んだものです。残りの146件、483事業については、二重行政という言葉がひとり歩きする可能性があるのですが、例えば国、県、市町村でそれぞれ分担をして適切な分担のもとに行われており、それはそれで非効率は生じていないというふうなもの等が146件、483事業ということ

で、残りの36件、402事業については更に精査が必要だということで、これは10月19日に第1回目の政策調整会議を開催いたしまして、検討したというものです。

1回目の調整会議におきましては、36件、402事業のうち、17件、287事業について検討しました。主な検討項目ですが、企画総務部会では学校基本調査について、県のほうから市町村に来る段階で直接教育委員会のほうに照会するべきではないかとか、あるいはコミュニティ振興対策については県と市町村が二重にやっているのではないかなどなどの指摘が出ました。以下、環境生活につきましては、有害鳥獣の捕獲、特にクマの関係について非効率ではないかというふうな意見等が出ております。主な意見ということで記してございますが、住民視点で検討すべきではないか、役割分担についても考慮すべきではないか、あるいは政策の競い合いというものがあるのもいいのではないかと、あるいは法律改正が必要であるというふうな意見等々がございまして、これについてさらに部会のほうで次回以降に二重行政の解消、防止、あるいは連携・協働のあり方について検討いたしまして、1月の半ばぐらいまでには今後のあり方を取りまとめて、次年度以降につきましては今回のモデルを参考として、他の市町村にも敷衍化していきたいと考えているものです。

○加藤副座長 ありがとうございます。まだ膨大な作業があったということで、第1回目は仕掛けということだと思います。まだ成果というふうな段階には至っていないと思うのですが、引き続き成果につきましては報告をお願いすることになるかと思えます。

○藤尾委員 これは県南局をモデルにやっておるもので、私は座長をやっております。このペーパーに書いてあるとおりなのですが、つけ加えて申し上げておきたいのは、やはりやってみて初めてわかるといったようなことはたくさんございました。私も行政長いのですけれども、ここでの議論の結果を通じて、こういったようなところは改善したほうがいいといったようなものは結構ございました。

それで、感じたのは、具体的な成果を出しつつ、さっき佐々木委員のほうからお話ございましたけれども、やっぱり情報発信をしながら、そして活用できるものについては、他圏域での活用できるようなものについては各市町村との間でいろいろやっぱり議論といいますか、調整の場みたいなものを、非公式であってもいいのですけれども、浸透させつつ普及を図っていくというような、そういった作業も必要なのではないかなというふうに思った次第です。

それから、これは最初があれでございましたが、民主党でも人選がいろいろ問題になったのですが、行政の人数が極めて多いというということで、やっぱりこういうのは住民の方々たくさん入れて、そして単純明瞭、簡潔にやったほうがいいということを痛感いたしました。どうもジャイアンツ対日本ハムではないのですけれども、野球のプロだけがいっぱい、民間の方もいらっしゃいますけれども、ちょっとその辺のところ、スタートが肝心なのだなということが反省点として挙げられております。

以上です。

○平木委員 この県の事業の数え方で「件」というのは、どう言うことなのですか。

○加藤副座長 「182件のうち36件」の「件」の意味合いですか。

○工藤副部長 「県の事業」というのは、19年度に県の事務事業の総点検を行いまして、その際の事業の棚卸した件数が1,727件、これは予算を伴う事業です。これをベースとして、それぞれ市、町にも同様の作業をしていただきまして、それぞれ個別に突き合わせていくという膨大な作業を要する事務を自己点検も含めましてこれまでやってきたというものです。

役所の事業、款、項、目というふうなことで、例えば総務の分野、企画の分野、産業振興の分野といろいろありまして、それらの事業を分類していったものです。

○加藤副座長 よろしいですか。ほかに。

こちらの会議にも参画されております田島委員、補足なり、あるいは御意見等あれば。

○田島委員 市町村の奥州市さんにしても金ケ崎町さんにしても率直にはずばずば言って、私は感想としておもしろい会議だったなというふうに思っていました。もっと早くああやってざっくばらんに、どういう役割分担したほういいのだということを振興局単位でやっていたらもっとよかったのではないかなというふうに思いましたけれども、まだ1回目ということで、ちょっと私もまだ若干馴染めない部分もありまして、段々回数が増えていけば馴染んでくるのかなというふうに思っています。

○加藤副座長 他の皆さん、何かございましたら。よろしいですか。確かに意見を言いづらいかと思うのですが、中間報告的なところでございますので。

それでは、引き続き、前回義務付け・枠付け等につきまして報告させていただいたのですが、その際あったら御意見いただいたということで、きょう補足資料が用意されているようです。そこにつきまして事務局から説明をお願いします。

○工藤副部長 本日、当日配付資料ということで、第8回岩手県分権推進会議当日配付資料と記した資料の末尾のところ、第7回会議補足資料ということで義務付け・枠付け、関与の見直しに関する全体像についてという資料、A4の1枚のものをつけさせていただいております。

前回の会議の際に、県のほうで全部の条例等について、義務付け等についてチェックしたにもかかわらず、あまり対象となる項目数が多くないのではないかという意見もあり再度点検をしたわけですが、県の条例等に基づく義務付け等の関係につきましては、平成12年に分権一括法ができた時点で、一度チェックをかけているというふうなことが1つあります。

あと、法律と条例との仕組みの問題でございまして、例えば児童福祉法なんかでは保育所の設置要件ということで、さまざまな基準を設けてございます。そういったものについては、基本的には法令で定めておりまして、県のほうでは新たに条例に同じような規定を盛り込むというふうなこと等がないという、構造的な国の法律と県の条例とのそういった関係等々もございまして、検討対象となったものについては、前回御説明したとおり86条項、そして見直しの必要があったものは3つの規則の4条項だけであったと、老人ホームの設置届であるとか、そういったものに限られていたというふうな内容でございまして、補足説明をさせていただきますとともに、今後の取り組みでございまして、市町村等から合理性のない義務付け等があるかどうかについて意見を聞きながら、その解消に向け

て取り組んでまいります。また分権型社会というものに対応して、職員の意識改革というものを引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、補足説明とさせていただきます。

○加藤副座長 前回かなり御意見をいただいたのですが、要は全体、この前の対象物が本当はいろいろもって義務付けなり枠付け、関与も、いろんなところでやっているだろうと、こんなはずはないというふうなトーンが非常に強かったと思うのですが、分類しますとこの前対象としたのはある意味一部だったと、その辺私どもの説明が当を射ていなかったというところもあるのだろうと思います。県がいろいろ市町村に義務付けなり、あるいは関与しているというふうな、そういうふうな受けとめられているというふうな部分としては、法令に基づいてやっている部分というのがかなりあるし、あるいは事実上やっている部分もある。また、同じ法令でも法定受託事務等に伴って、体系上、処理基準というような形で細々としたことが言えるというふうな形になっている部分もあると。そういうふうな部分、全体が混然一体となって、市町村にかなり義務付け・枠付けが多いのではないかと、印象だったのだと思います。

それをもとにいろいろ御意見賜ったと思うのですが、この場合の対象区分というのは資料の網かけしている部分です。しかも、網かけしている部分につきましても、第1の分権改革において整理をしている。そもそも県の条例と市町村の事務の関係では、県の条例が市町村の事務についていろんな規定を施すというふうな基本的な構造になっていないということなのだろうと思います。それで、10年前にもそういう見直しをやったのですが、今回国の動きもある中で、法令による部分を国として洗うというふうな動きがある中で、県としてももう一度再精査というか、この10年の間にどうなっているのか、あるいはやり残しがいいのかどうかというふうなのを再精査した結果、こうなっているということで、必ずしもこの動きだけで全部解決するものではなく、いろんな法令上の動き、国の動き、あるいは事実上の部分につきましては県のそもそもの仕事の仕方ですね、分権型社会に対応した仕事の仕方、職員の意識改革とか、そういったことも含めて前進させていこうというふうな、そういうことをここで言いたいというふうなことだろうと思います。

ということですが、この点につきましてはよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○加藤副座長 では、ここにつきましてはこういう形でまた取りまとめに向けて進めていきたいと思えます。

次に、報告事項の2つ目でございます。地方分権改革推進委員会第3次勧告の概要につきまして報告をお願いします。

○中村副部長 総合政策部の中村でございます。私からは、分権改革推進委員会の第3次勧告の概要についてご説明をさせていただきます。

報告2という資料をご覧ください。今回の勧告については、先月10月に地方分権改革推進委員会から鳩山総理に提出されたものです。大きくは第1章から第3章までという3章立てになっています。第1章は、国の自治体に対する義務付け、枠付けに対しての見直し

と、それに伴う条例制定権の拡大という項目です。これについては、全体で約4,000条項ある国の義務付け、枠付けのうち、今回特に大きく3つの重点事項について、委員会が具体的に見直し措置を提示したもので、項目の数は892項目です。

3つの重点事項は、この資料の真ん中にございますが、(a)(b)(c)の3項目です。(a)は、自治体の施設、公物に対する国の設置管理基準について、例えば先ほどお話しが出ました市町村などが保育所を設置する場合などに、面積ですとか、職員の数ですとか、そういったことを国が基準を決めているわけですが、そういった国が決められている基準については廃止ないしは自治体の条例への委任といったようなことについて、委員会が提案をしているものです。

それから、(b)ですが、自治体がいろいろやっている法令に基づく事務には、国がいろんな形で関与するような手続を定めているものがあります。1つは、国に協議をすとか、国の同意を得なさいとか、国の許可、認可、承認を得るといった手続の義務付けを課しているものです。こういったものも廃止またはより弱い形態の関与といったような形への見直しが提案をされています。

それから、3番目の(c)ですが、これも自治体に取り組む事務を行う場合に、自治体に計画を策定する義務付けを行っている法令があります。そういった手続についても、廃止または単なる奨励ということで、自治体の判断で、できる、ないしは努めるといったような規定に改正をして、自治体の自主性に委ねるといったような提案がされています。

この3つの具体的な内訳の数は左側の表に書いてあるとおりですし、具体の事例につきましては裏面をごらんいただきたいと思います。こちらには、具体的に6つの事例が記載をされています。保育所は先ほどお話ししたような事例ですし、学校でいいますと、例えば1学級あたりの人数でありますとか、教職員定数の標準を国が法令で定められていると、それから道路につきましてもその基準等を法律ないしは政令、省令等で細かく基準が定められておまして、自治体はこれを守らなければならないという義務付けになっていますので、こういったところをできるだけ自治体の判断に委ねるような形での見直しを、委員会が提案をしているものというものです。

また、元のほうにお戻りいただきます。下の左側ですが、第2章では地方自治関係法制の見直しについて、大きく2つ書いてあります。教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制にということです。教育委員会は、これは都道府県及び市町村に置かれている組織ですし、農業委員会は市町村に置かれている組織ですが、これについて現在は法令で自治体が置かなければならない組織になっているわけですが、そこを自治体の判断で選択できるような形にしてはどうかというような勧告の中身です。

それから、下のほうの丸につきましては、自治体の財務会計制度について、より透明性を図っていく、それから自己責任の拡大を図っていくという観点から見直すべきというのが勧告の中身でございます。

それから、右側の第3章ですが、国と地方の協議の場の法制化です。これについては従

前、国と地方の協議の場は事実上設けられて行われてきたという経緯はありますが、この制度をしっかりと法律によって担保して、定期的に国と自治体が対等の場でいろんな課題について協議をする仕組みを設けるべきという中身のものです。

大きくはこういった3つの勧告が今回なされております。鳩山総理からも、この第3次勧告については最大限実現されるよう内閣を挙げて速やかに取り組みたいという談話が出されています。今回の第3次勧告を受けて、各省庁では具体的な対応方針をそれぞれ検討したいということで、本日、総務大臣から各省庁が検討した結果について内容を発表するというように伺っています。一部厚生労働省関係につきましては、本日の新聞に出ていましたが、保育所の設置基準について、例えば面積等について、都市部では基準で決められた面積の用地確保が難しく、それがいわゆる待機児童の発生につながっているのではないかとといった指摘がされておりまして、大都市部に限ってその基準を一定程度緩和するという見直しの考え方が出されておりますが、これについてはいずれ各省庁がそれぞれ検討しているところです。

概要は以上です。

○加藤副座長 ありがとうございます。

これにつきましてご質問等ございましたら、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○加藤副座長 それでは、ここは地域主権を標榜する新内閣の試金石になっているということで、引き続き注目していきたいと思えますし、また状況につきましては報告させていただきたいと存じます。

それでは、以上、今日の議題は一通り終了いたしました。委員の皆様からほかに何かございましたら、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

(「なし」の声あり)

○加藤副座長 それでは、議事はこれをもって終了したいと存じます。熱心な御審議、御意見ありがとうございました。

事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

○和山主幹 事務局から事務連絡がございます。次回の会議は、年が明けまして来年2月4日木曜日を予定しておりますので、日程の調整をお願いいたします。

3 閉 会

○和山主幹 それでは、本日の会議はこれをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。